

## 菊川市低入札価格調査実施要領の運用

(対象となる工事)

### 第2条関係

(1) 下記工事については、金額にかかわらず、菊川市低入札価格調査実施要領の対象とする。なお、失格基準価格は設けないものとする。

- ・解体工事

(調査基準価格の設定及び算定)

### 第3条関係

(1) 土木、農林の積算基準を使用する鋼製橋梁上部工、電気通信設備工事、機械設備工事等の製作費、機器費等を含む工事については、予定価格算出の基礎となった積算上の各費目を次に掲げる区分により分類し、調査基準価格を算定するものとする。

#### ①直接工事費とするもの

- ・直接工事費
- ・工事製作原価の額（ただし、間接労務費及び工場管理費を除く）
- ・機器費（機器価格）

#### ②共通仮設費とするもの

- ・共通仮設費
- ・間接労務費
- ・二次労務費
- ・設計技術費

#### ③現場管理費とするもの

- ・現場管理費
- ・工場管理費
- ・機器間接費（技術者間接費、機器管理費）
- ・据付間接費

#### ④一般管理費とするもの

- ・一般管理費

(2) 建築工事の積算基準を使用する建築工事、設備工事等については、予定価格算出の基礎となった積算上の各費目を次に掲げる区分により分類し、調査基準価格を算定するものとする。

#### ①直接工事費とするもの

- ・直接工事費の10分の8

#### ②共通仮設費とするもの

- ・共通仮設費

#### ③現場管理費とするもの

- ・現場管理費

- ・ 直接工事費の10分の2
- ④一般管理費とするもの
- ・ 一般管理費
- (3) 下記工事については、第3条第2項の規定に基づき、調査基準価格を予定価格に10分の7.5を乗じて得た額とする。
- ・ 崩土撤去工事
  - ・ 区画線設置工事
  - ・ ガラスフィルム工事
- (4) 直接工事費とは別にスクラップ控除を計上している場合の算定方法は下記のとおりとする。
- 調査基準価格 = ①+②+③+④-⑤
- ①直接工事費の額に10分の9.7を乗じて得た額
  - ②共通仮設費の額に10分の9を乗じて得た額
  - ③現場管理費の額に10分の9を乗じて得た額
  - ④一般管理費等の額に10分の6.8を乗じて得た額
  - ⑤スクラップ控除の額に10分の9.7を乗じて得た額
- (5) (1) から (4) の運用は、最低制限価格制度の場合に準用する。

附 則

この運用は、平成26年4月1日から施行する。

附 則

この運用は、令和6年10月1日から施行する。

附 則

この運用は、令和7年11月1日から施行する。